

文化審議会文化政策部会  
文化芸術への助成に係る新たな仕組みの在り方に関する  
ワーキンググループの設置について

平成 23 年 9 月 20 日  
文化審議会文化政策部会決定

1. 趣旨

「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)」(平成23年2月8日閣議決定)を踏まえ、平成23年度には、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組み(以下「新たな仕組み」という。)の本格的な導入に向けた試行的な取組が着手されたところである。

こうした中、試行的な取組の進捗状況を踏まえつつ、新たな仕組みの本格的な導入に向けた今後の在り方について調査検討を行うため、文化審議会文化政策部会運営規則(平成23年4月27日文化審議会文化政策部会決定)第3条の規定に基づき、本部会に「文化芸術への助成に係る新たな仕組みの在り方に関するワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

2. 調査検討事項

- (1) 新たな仕組みを導入する分野について
- (2) プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの体制について
- (3) その他新たな仕組みの本格的な導入に向けて検討すべき重要事項について

3. 構成(別紙参照)

文化審議会文化政策部会長が指名する委員及び臨時委員並びにワーキンググループに分属された専門委員により構成する。

4. その他

ワーキンググループの議事の手続その他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。